

熊野古道伊勢路デジタルスタンプラリーシステム再構築業務委託 業務仕様書

1 委託業務名称

熊野古道伊勢路デジタルスタンプラリーシステム再構築業務委託

2 業務の目的

三重県では、熊野古道伊勢路（以下、「伊勢路」という。）への来訪促進のため、来訪者向けのウェブコンテンツ「てくてく熊野古道スマホ de スタンプラリー」（<https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/stamp/> 及び配下のウェブページ、関連するコンテンツを含む。）を運営している。

本コンテンツは平成 29 年度に構築したものであり、導入当初には想定していなかった課題が生じていることから、今後の円滑な運営のためスタンプラリーシステムを再構築し、インバウンド増加等のニーズの変化に対応するための機能追加を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 スタンプラリーの概要

- ・伊勢路沿線の峠道や観光案内所等、計 32 箇所のスタンプスポットを回るデジタルスタンプラリー。
- ・平成 29 年度に構築し、運用開始以降、期間を定めず通年実施している。
- ・各地のスタンプスポットに、スタンプ取得用ページの URL の二次元コードパネルを掲示。参加者は、自身のスマートフォン等の端末で二次元コードを読み取ってスタンプ取得ページにアクセスし、画面上のスタンプを収集する。
- ・全 32 箇所のスタンプを収集した参加者を達成者とし、スタンプ帳ページの画面を三重県立熊野古道センター（以下、「熊野古道センター」という。）で提示した達成者に対し、記念品を贈呈する。
- ・令和 7 年度末までの累計でスタンプ取得ページへの総アクセス数は 133,478 回、達成者数は 557 人。

5 現状と課題

（１）スタンプの取得方式

- ・参加者自身の端末に Cookie によりアクセス履歴を保存する方式を採用している。スタンプ取得用ページの URL へのアクセス時に端末のブラウザに

Cookie を保存し、Cookie の情報に基づいてスタンプ帳ページでスタンプを表示する。

- ・参加者の端末側のデータに依存しているため、Cookie が削除された場合はスタンプが消え、復元できない仕様となっている。

（２）言語

- ・日本語版のみで運用している。
- ・伊勢路ではインバウンドも含めた誘客促進に取り組んでいるところであるが、日本語版ページのみであるためインバウンドの需要に対応できない。ブラウザの翻訳機能の使用は可能であるが画像内テキストが翻訳されないため、インバウンドが円滑にスタンプラリーに参加することができない。

（３）CMS

- ・Web ページを更新するための CMS を導入していない。
- ・運営当初から内容を更新していないため、施設の営業時間など情報が古いものがあり、スタンプラリーの参加者に不便が生じている。

（４）参加状況の把握

- ・参加者数の把握については、アクセスログ解析ツールによりスタンプ取得用ページへのアクセス数を把握し、熊野古道センターでの記念品贈呈数から達成者の人数を把握している。
- ・システム上はユーザーの判別ができないため、参加者及び達成者の正確な人数が把握できない。特に達成者について、本スタンプラリーの達成者数を伊勢路の踏破者数の指標として使用しているが、正確な人数が把握できないため、指標としての正確性が担保されていない。
- ・参加者の属性（年代、性別等）について、達成者は記念品贈呈時のアンケートにより把握できるが、未達成の参加者の属性が把握できない。

6 委託業務の内容

（１）スタンプラリーシステムの再構築

上記「５ 現状と課題」を踏まえ、以下の再構築方針を基にシステムの再構築を行うこと。

【再構築方針】

- ・ユーザー登録制としてサーバーにユーザーデータを保存するなど、スタンプが失われない、または復元可能なシステムとすること。
- ・参加者の利便性に配慮し、参加しやすく継続しやすいシステムとすること。

- ・端末の機種変更時のスタンプ引継を可能とすること。
- ・サイトの情報を更新するための CMS を導入すること。CMS に求める機能については、以下のページの情報（文字入力のほか、画像ファイルを含む）を更新できるようにすることを必須とし、その他今後更新が必要と見込まれる内容を編集できるようにすること。

①スタンプスポット

<https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/stamp/spot/>

②てくてく熊野古道 ミニガイド（全 10 ページ）

<https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/stamp/column/column1.html> 等

③よくあるご質問

<https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/stamp/qa/>

④熊野古道伊勢路手形ラリー

<https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/stamp/tegata/>

⑤各ページのフッター（問い合わせ先）

- ・Web サイトに関する専門知識が豊富でない者であっても簡易に情報更新が実施できるよう、運用マニュアルを制作すること。
- ・日本語または英語の言語選択を可能とし、新たに英語版の Web ページを制作すること。英語への翻訳は受託者において行い、ネイティブチェックを実施したうえで誤訳等がないようにすること。
- ・参加状況（参加者数、達成者数、スタンプ取得状況及び各ユーザーの属性）が計測でき、データが出力できるようにすること。
- ・スタンプ取得用ページの URL を容易に推測できないものに設定すること。
- ・世界遺産登録 25 周年（令和 11 年）、30 周年（令和 16 年）時には期間限定のスタンプラリーを予定しており、この取組を考慮した拡張性のあるシステムを構築すること。
- ・現行システムからのスタンプ移行を可能とすること。なお、ユーザーからの申請に応じて手動でスタンプを付与するなど管理者側に作業が発生する方法も可とするが、申請フォームを設けるなど円滑に移行を行うための仕組みを構築すること。
- ・Web サイトのデザインについては現行のデザインから一新することとし、写真、画像等を効果的に使用するなどして参加意欲を喚起するとともに、ユーザーがスタンプラリー参加に当たって必要な情報を探しやすいデザインとすること。
- ・iOS 及び Android の最新バージョンに対応すること。
- ・一般的なスマートフォン環境で閲覧可能とし、特定のブラウザに依存することなく、Android Chrome、Mobile Safari、Microsoft edge 等のブラウザの

最新バージョンに対応すること。

- 以下の仕様については現行システムの機能を維持すること。
 - ・ 委託契約期間終了後のシステム利用料等の後年度負担が発生せず、継続してスタンプラリーが通年運営できる仕組みとすること。（運営者にて別途用意するサーバー、ドメインの利用料を除く。）
 - ・ 二次元コードの読み取りによるデジタルスタンプラリーとすること。
 - ・ スタンプスポットは現行の 32 箇所とすること。
 - ・ アプリのダウンロードを必要としない Web ブラウザコンテンツとすること。
 - ・ スタンプ帳ページにおいて取得した全スタンプ及び取得日が閲覧できるようにすること。
 - ・ スタンプラリーを紹介する、パソコン環境から閲覧可能な Web ページを設けること。（<https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/stamp/pc/>）

【留意事項】

- 本スタンプラリーは（一社）東紀州地域振興公社への運営事務局の移管、掲載サーバー及びドメインの変更を予定している。掲載するサーバーの確保やドメインの取得は（一社）東紀州地域振興公社において実施するため、本業務の対象外とする。掲載するサーバー及びドメイン等の必要な情報は契約後に県から受託者に提供する。
- 令和 9 年 2 月末までにシステム再構築を完了し、令和 9 年 3 月上旬に（一社）東紀州地域振興公社のサーバーにおいてスタンプラリーを運用開始すること。
- 一定期間（新システムの稼働開始後 3 ヶ月程度を想定）は現行システムと新システムを並行稼働し、新システムの周知やスタンプ引継を実施することを想定している。このため、現行システムのページにおいてシステム移行の告知を行うためのデータ修正を行うこと。あわせて、現行システムの運用終了後のページを作成すること。

（２）スタンプスポットの二次元コードパネルの製作設置

- スタンプスポットに掲示する二次元コードパネルについて、新システムの URL の二次元コードへの差替、問い合わせ先等、所要の修正を行うこと。
- パネルは別紙 1 「スタンプスポット一覧」の形態に応じ、以下の仕様で製作すること。店舗・施設のパネルはラミネート加工紙とすること。4 km 道標、案内板、峠スタンプ台のパネルは屋外に長期間設置するため、現行の仕様に準じて耐水性、耐久性のある素材とすること。（現行：塩化ビニル樹脂

プレート（カイドック）製、UVラミネート加工）

なお、枚数については、以下の枚数を各スタンプスポットに設置し、各スポットにつき1枚を別途製作し予備として県に納品すること。

店舗・施設：横210mm×縦297mm（A4サイズ）、1枚（両面）

4km道標：横250mm×縦400mm、ビス止め（2箇所）、1枚（片面）

峠スタンプ台：横150mm×縦250mm、ビス止め（4箇所）、2枚（片面）

案内板：横200mm×縦300mm、ワイヤー止め（2箇所）、1枚（片面）

- ・製作した二次元コードパネルの各スタンプスポットへの設置は現行のパネルからの付け替えとし、県が指示する時期に設置すること。（令和9年3月を予定）

（３）広報媒体の製作

下記のとおりポスター及びチラシを作成し、県が指定する場所に納入すること。デザインはWebサイトのイメージに合わせたデザインとすること。内容については現行のポスター及びチラシから、問い合わせ先等の県が指示する修正内容及びシステムの再構築内容にあわせたスタンプラリー参加方法の修正など、必要な修正を反映すること。現行のポスター及びチラシのデザインデータ（ai形式）は契約後に県から貸与する。

①ポスター

- ・体裁：B2判 縦型 片面 4色フルカラー コート紙
- ・枚数：200枚
- ・納入先：70箇所（内訳は別紙2のとおり）

②チラシ

- ・体裁：A4判 縦型 4ページ（2つ折り） 4色フルカラー コート紙
- ・枚数：20,000枚
- ・表面のデザインはポスターと共通とすること。
- ・納入先：70箇所（内訳は別紙2のとおり）

（４）スタンプラリーの改善提案

- ・他のスタンプラリーの事例や「てくてく熊野古道スマホdeスタンプラリー」のこれまでの実績を踏まえ、令和9年度以降のスタンプラリーの運用や踏破記念品等の内容について改善提案を行い、改善提案書としてとりまとめること。

なお、「てくてく熊野古道スマホdeスタンプラリー」の実績について必要なデータは契約後に県から受託者に提供するものとする。

(5) 自由提案

- ・上記以外で、事業の目的の達成に効果があると考えられる取組があれば実施すること。

7 納品する成果物及び期日等

(1) 納品する成果物及び部数

- ① 業務完了報告書 2部
 - ② 事業実績報告書 2部
 - ③ スタンプラリー改善提案書 2部
 - ④ 運用マニュアル 2部
 - ⑤ ①～④の電子データ 一式
 - ⑥ スタンプラリーシステムの電子データ 一式
- ※⑤及び⑥はUSBメモリ等の媒体で納品すること。

(2) 成果物の提出先

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課（三重県庁2階）

(3) 期日

本業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに、成果物を提出すること。

8 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、納品された成果物の内容に不備があることが判明した日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

9 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、県へ成果物の引き渡し完了したときに、県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引

き渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物に係る著作権人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。

- (4) 再委託を行う場合には、事前に県の了解を得て、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して県が直接に指示監督する場合がある。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が（7）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (11) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (12) 県が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

(13) 本業務委託料の支払いは、精算払いとする。